

## 資料

令和元年7月31日開催  
第5回美瑛町議会臨時会資料

### ○条例の一部改正

- |  |       |      |
|--|-------|------|
| 議案第 1号 美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について             | ----- | 1~ 2 |
| 議案第 2号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | ----- | 3~ 7 |

## 美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正要旨

### 1 改正の要旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）の施行、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の公布及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

- (1) 災害援護資金の利率について、年3パーセント以内とし、かつ、規則で定める率とする。
- (2) 保証人に関する規定を追加する。
- (3) 災害援護資金の償還について、月賦での償還も可能とする。
- (4) 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、条にずれが生じたため、条文の整備を行う。

### 3 施行期日

令和元年8月1日から施行する。

○美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

令和元年7月31日  
第5回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
第1条～第13条 【略】 <u>(利率及び保証人)</u>	第1条～第13条 【略】 <u>(利率)</u>
第14条 災害援護資金の利率は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 据置期間中は、無利子とする。 (2) 据置期間経過後は、延滞の場合を除き年3パーセント以内とし規則で定める率とする。	第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。	
3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。 (償還等)	
第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。
2 【略】	2 【略】
3 債還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金について、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。	3 債還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予について、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。
第16条 【略】	第16条 【略】

# 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要旨

## 1 改正の要旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

## 2 改正の概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、連携施設を確保しないことができる経過措置の延長等に関する規定について次のとおり改正する。

(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

ただし、この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

(2) 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

(3) 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができるときには、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができることとされているが、当該期間の期限を5年間延長することとする。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年7月31日  
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第1条～第5条 【略】	第1条～第5条 【略】
第6条 【略】	第6条 【略】
2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。	2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
(1)～(2) 【略】	(1)～(2) 【略】
3 【略】	3 【略】
4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。	
5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。	
(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）	
(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの	

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年7月31日  
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第7条～第15条 【略】	第7条～第15条 【略】
第16条 【略】	第16条 【略】
2 【略】	2 【略】
(1)～(3) 【略】	(1)～(3) 【略】
(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、 <u>利用乳幼児</u> の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）	(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、 <u>乳幼児</u> の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるものとして町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）
第17条～第36条 【略】	第17条～第36条 【略】
第37条 【略】	第37条 【略】
(1) 【略】	(1) 【略】
(2) 子ども・子育て支援法 _____ 第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育	(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
(3)～(4) 【略】	(3)～(4) 【略】
第38条～第44条 【略】	第38条～第44条 【略】
第45条 【略】	第45条 【略】

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年7月31日  
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の 3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町 長が適當と認めるもの（附則第3条において「特例保育所 型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことがで きる。	
第46条～第49条 【略】	第46条～第49条 【略】
附 則 【略】	附 則 【略】
第1条 【略】	第1条 【略】
第2条 【略】	第2条 【略】
2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業 の認可を得た施設等については、令和 7年3月31日までの間は、第15条、 第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23 条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用 しないことができる。この場合において、当該施設等は、 第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定 する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規 定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室 を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理 する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保する よう努めなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第 22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施 されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行 日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、 第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23 条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用 しないことができる。この場合において、当該施設等は、 第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定 する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規 定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室 を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理 する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保する よう努めなければならない。
第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事 業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、	第3条 家庭的保育事業者等 は、連携施設の確保が著しく困難であって、

○美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年7月31日  
第5回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>平成32年3月31日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>